

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 上位根拠法令等
- 第4条 適用

### 第2章 内部組織の名称と位置

- 第5条 主たる事務所
- 第5条の2 従たる事務所
- 第6条 本部組織

### 第3章 本部組織及び支所

#### 第1節 本部組織

- 第7条 監査室・デジタル監・リスクマネジメント推進統括官・部・本部・センターの設置
- 第8条 監査室の業務
- 第8条の2 デジタル監の業務
- 第8条の3 リスクマネジメント推進統括官の業務
- 第9条 企画管理部の業務
- 第9条の2 國際評価技術本部の業務
- 第10条 バイオテクノロジーセンターの業務
- 第11条 化学物質管理センターの業務
- 第12条 認定センターの業務
- 第13条 製品安全センターの業務
- 第13条の2 他部門への業務依頼
- 第14条 センター及び課の設置
- 第14条の2 部・センターの統括部署の設置
- 第15条 その他の室の設置
- 第15条の2 部門等間連携のためのプロジェクトチームの設置
- 第15条の3 内部プロジェクトチームの設置

#### 第2節 支所

- 第16条 支所の所掌業務
- 第17条 支所が業務を行う区域

### 第4章 職 制

- 第18条 参与
- 第19条 技監
- 第20条 監査室長
- 第20条の2 デジタル監
- 第20条の3 統括官
- 第21条 部長
- 第22条 本部長
- 第23条 所長
- 第24条 次長
- 第25条 センター長
- 第26条 削除
- 第27条 支所長

第28条 課長  
第29条 削除  
第30条 参事官等  
第31条 専門官  
第32条 主査  
第33条 主任  
第34条 参事  
第35条 専門スタッフ職

第5章 雜則

第36条 認定機関の特定  
第37条 本規程の管理部署

附 則

別表1～14

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の組織、業務の分掌、職制を明確に規定し、各部署の遂行すべき任務を定め、業務の組織的でかつ能率的な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「部門」とは、一つの分野について、その業務をつかさどる部、本部又はセンター（第14条の規定に基づき置かれるセンターを除く。）に加えて、その分野の業務を分掌する支所及びその他の室を包含した、その分野の業務を処理する機構の組織の全体をいう。

- 2 この規程において「部署」とは、監査室、デジタル監、リスクマネジメント推進統括官、部、本部、センター、支所、課又はその他の室のいずれかをいう。
- 3 この規程において「庶務」とは、各部署における庶務業務のうち、外勤旅費に関することを除く業務をいう。

### (上位根拠法令等)

第3条 本規程の上位根拠法令等は次の各号に掲げるものをいう。

- 一 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）
- 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号。以下「機構法」という。）
- 三 中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）

### (適用)

第4条 機構の組織、所掌業務及び職制は、通則法及び機構法に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

## 第2章 内部組織の名称と位置

### (主たる事務所)

第5条 機構法第5条に定める主たる事務所（以下「本所」という。）を東京都渋谷区に置く。

### (従たる事務所)

第5条の2 機構は、その業務の一部を処理するために事務所を国内の必要な地に置く。その事務所の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 企画管理部が置かれる事務所（本所に置く部分を除く。）を大阪市に置く。
- 二 國際評価技術本部計画課及び蓄電池技術企画課並びに蓄電池評価センター及び電力安全センターが置かれる事務所（本所に置く部分を除く。以下「國際評価技術本部（大阪市）」という。）を大阪市に置く。
- 三 バイオテクノロジーセンター計画課、生物資源利用促進課、バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課並びに特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターが置かれる事務所（本所に置く部分を除く。以下「バイオテクノロジーセンター（木更津市）」という。）を木更津市に置く。
- 四 製品安全センター情報解析企画課、製品安全広報課及び事故調査統括課が置かれる事務所（以下「製品安全センター（大阪市）」という。）を大阪市に置く。
- 五 製品安全センター燃焼技術センターが置かれる事務所を桐生市に置く。
- 六 北海道支所を札幌市に置く。

- 七 東北支所を仙台市に置く。
- 八 中部支所を名古屋市に置く。
- 九 北陸支所を金沢市に置く。
- 十 中国支所を広島市に置く。
- 十一 四国支所を高松市に置く。
- 十二 九州支所を福岡市に置く。

(本部組織)

第6条 機構は、本所及び前条第一号から第五号までに定める事務所をもって本部組織とする。

### 第3章 本部組織及び支所

#### 第1節 本部組織

(監査室・デジタル監・リスクマネジメント推進統括官・部・本部・センターの設置)

第7条 本部組織に監査室、デジタル監、リスクマネジメント推進統括官、企画管理部、国際評価技術本部、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センター（以下「部・センター」と総称する。）を置く。

(監査室の業務)

第8条 監査室においては、次の業務をつかさどる。

- 一 内部監査に関すること。
- 二 財務・会計に関する外部機関の検査・監査に関すること。
- 三 監査室の庶務に関すること。
- 四 内部通報及び外部通報制度に関すること。

(デジタル監の業務)

第8条の2 デジタル監においては、次の業務をつかさどる。

- 一 機構の情報システムに関する総合調整及び企画立案に関すること（情報セキュリティの確保に関するものを除く。）。
- 二 機構の情報資産に係る管理の総括に関すること（情報システムに関するものに限る。）。
- 三 デジタル技術を活用した機構の業務の変革に関する総合調整及び企画立案に関すること。
- 四 デジタル技術を活用した事務の効率化及び高度化に関する総合調整及び企画立案に関すること。
- 五 デジタル監の庶務に関すること。

(リスクマネジメント推進統括官の業務)

第8条の3 リスクマネジメント推進統括官においては、次の業務をつかさどる。

- 一 機構の内部統制に関する総合調整及び企画立案に関すること。
- 二 機構の情報セキュリティの確保に関する総合調整及び企画立案に関すること。
- 三 機構の情報資産に係る管理の総括に関すること（情報セキュリティに関するものに限る。）。
- 四 リスクマネジメント推進統括官の庶務に関すること。

(企画管理部の業務)

第9条 企画管理部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 機構の業務に関する総合調整及び企画立案に関すること（デジタル監及びリスクマネジメント推進統括官の所掌に属するものを除く。）。

- 二 予算、組織及び人事に関すること。
- 三 通則法第35条の10に規定する事業計画の策定、通則法第35条の11に規定する主務大臣の評価及び自己評価に関すること。
- 四 情報資産の管理の総括に関すること（デジタル監及びリスクマネジメント推進統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 財務・会計その他庶務に関すること。
- 六 機構全体の広報及び広報戦略に関すること。
- 七 イノベーション支援に関すること。
- 八 他の本部組織及び支所の所掌又は分掌に属しない業務に関すること。
- 九 他の部門の所掌に属させることが困難な業務に関すること。

**(国際評価技術本部の業務)**

第9条の2 国際評価技術本部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 工業製品その他の物資のうち、国家戦略等の実現のため、試験評価手法開発、標準開発、認証基盤整備等が必要となる物資（他の所掌に属するものを除く。以下「国際評価技術物資」という。）の技術上の評価に関すること。
- 二 電気工作物等の安全性等に関する技術上の評価に関すること。
- 三 国際評価技術物資の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
- 四 電気工作物等に係る事故及びその原因等に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
- 五 国際評価技術物資の評価の技術に関する調査及び研究に関すること。
- 六 電気工作物等の安全性等の技術に関する調査及び研究に関すること。
- 七 電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第4項及び第5項の規定による立入検査（以下「電気事業法に基づく立入検査」という。）に関すること。

**(バイオテクノロジーセンターの業務)**

第10条 バイオテクノロジーセンターにおいては、次の業務をつかさどる。

- 一 生物遺伝資源に関する技術上の評価に関すること。
- 二 生物遺伝資源に関する技術上の情報（その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理及び提供に関すること。
- 三 生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関すること。
- 四 特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第27条の2に基づく微生物の受託に関する事（前各号に掲げるものを除く。）。
- 五 特許法施行規則第27条の3に基づく微生物の分譲に関する事（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）。
- 六 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の受託及び分譲に関する事（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）。
- 七 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去（以下「カルタヘナ法に基づく立入検査等」という。）に関する事。

**(化学物質管理センターの業務)**

第11条 化学物質管理センターにおいては、次の業務をつかさどる。

- 一 化学物質の安全性等の評価に関する事。
- 二 化学物質の安全性等の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事。
- 三 化学物質のリスク評価及び化学物質のリスク管理に関する事。
- 四 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の収集、評価、整理及び提供に関する事。
- 五 第一号の評価の技術に関する調査及び研究を行う事。
- 六 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化

審法」という。) 第44条第5項の規定による立入検査、質問又は収去(以下「化審法に基づく立入検査等」という。)に関すること。

七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号。「以下「化学兵器禁止法」という。)第30条第5項の規定による立会い及び第33条第4項の規定による立入検査、質問又は収去(以下「化学兵器禁止法に基づく立会い等」という。)に関すること。

#### (認定センターの業務)

第12条 認定センターにおいては、次の業務をつかさどる。

- 一 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第73条の規定による試験事業者の登録及び第74条の規定による立入検査等(以下「産業標準化法に基づく試験事業者の登録等」という。)に関すること。
  - 二 計量法(平成4年法律第51号)第168条の5の規定による特定計量証明事業者の認定等及び校正事業者の登録等(以下「計量法に基づく登録等」という。)に関すること。
  - 三 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第150条第2項、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第29条第2項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第51条第2項及び消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第16条第2項の規定による登録等に係る調査(以下「安全4法に基づく登録等に係る調査」という。)に関すること。
  - 四 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号。以下「特定機器相互承認法」という。)第36条第1項の規定による認定等に係る調査(以下「特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査」という。)に関すること。
  - 五 産業標準化法第74条第1項及び第2項の規定による登録認証機関への立入検査及び検査(以下「産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等」という。)に関すること。
  - 六 産業標準化法第39条第2項の規定による登録認証機関の登録等に係る調査(以下「産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査」という。)に関すること。
  - 七 ガス事業法第156条第3項及び第172条第6項、電気用品安全法第42条の4第3項及び第46条第4項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第64条第3項及び第83条第9項並びに消費生活用製品安全法第31条第3項及び第41条第5項の規定による登録ガス用品検査機関及び登録検査機関への立入検査、検査及び質問(以下「安全4法に基づく登録検査機関等への立入検査等」という。)に関すること。
  - 八 計量法第168条の6第1項の規定による計量証明事業者等への立入検査等(認定センターの所掌に属するものに限る。以下「計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等」という。)に関すること。
  - 九 特定機器相互承認法第37条第4項の規定による認定適合性評価機関及び指定調査機関への立入検査及び質問(以下「特定機器相互承認法に基づく立入検査等」という。)に関すること。
  - 十 前各号に掲げるもののほか、試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力の評価に関する事(他部門の所掌に属するものを除く。)。
- 2 認定センターの長は、必要があると認めるときは、前項に規定する業務のうち、審査、調査若しくは検査の業務に従事する者として認定センターの長が定める資格又は立入検査に従事する者として理事長が定める資格を有する認定センターの職員に対して、次の業務(当該職員が所属する部署が所掌する業務を除く。)を行わせることができる。
- 一 産業標準化法に基づく試験事業者の登録等に係る審査及び立入検査等に関する事。
  - 二 計量法に基づく登録等に係る審査及び立入検査等に関する事。
  - 三 安全4法に基づく登録等に係る調査及び安全4法に基づく登録検査機関等への立入

検査等に関すること。

四 特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査及び特定機器相互承認法に基づく立入検査等に関すること。

五 製品評価技術基盤機構認定制度に基づく認定に係る審査等に関すること。

六 産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等に関すること。

七 産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査に関すること。

八 計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等に関すること。

#### (製品安全センターの業務)

第13条 製品安全センターにおいては、次の業務をつかさどる。

一 工業製品その他の物資に関する安全性その他の品質性能等に関する試験、分析、検査その他の技術上の評価（以下「工業製品等の技術上の評価」という。）に関する事項（安全基準その他の規格・基準（以下「安全基準等」という。）の策定に関するものを含むこととし、他の所掌に属するものを除く。）。

二 工業製品その他の物資に関する情報のうち、消費生活用製品等の事故及び品質に関する技術上の情報（以下「消費生活用製品等の技術上の情報」という。）及び消費生活用製品等の安全基準等に関する技術上の情報（以下「安全基準等に関する技術上の情報」という。）の収集、評価、整理及び提供に関する事項。

三 工業製品等の技術上の評価の事業を行う者の技術的能力の評価の業務に必要な技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事項（製品評価技術基盤機構認定制度に関するものを除く。）。

四 工業製品等の技術上の評価に関する調査及び研究に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。

五 産業標準化法第74条第1項の規定による認証製造業者等及び認証加工業者への立入検査（以下「産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等」という。）に関する事項。

六 ガス事業法第154条第2項、電気用品安全法第42条の2第2項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第62条第2項並びに消費生活用製品安全法第29条第2項の規定による適合性検査の業務（以下「安全4法に基づく適合性検査」という。）並びにガス事業法第172条第6項、電気用品安全法第46条第4項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第9項並びに消費生活用製品安全法第41条第5項及び第7項の規定による立入検査及び質問（前条第1項第7号に係る部分を除く。以下「安全4法に基づく立入検査等」という。）に関する事項。

七 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第20条第1項の規定による製造業者等への立入検査（以下「品表法に基づく立入検査等」という。）に関する事項。

八 計量法第168条の6第1項の規定による届出製造事業者等への立入検査等（認定センターの所掌に属するものを除く。以下「計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等」という。）に関する事項。

#### (他部門への業務依頼)

第13条の2 部・センターの長は、必要があると認めるときは、他の部・センターの長に依頼をして、法律に基づく立入検査等を含め、自らの部・センターが所掌する業務の一部を行わせることができる。依頼により行う業務は、依頼を行う部・センターの業務とする。

2 部・センターの長が前項の依頼を行う場合には、依頼を行う業務の内容、業務を実施する部署及び期間を定め、依頼を行う業務を所掌する理事に説明し、了解を得なければならぬ。

3 部・センターの長は、前項の規定により理事の了解を得た後、依頼先の部・センターの長に起案をもって発行した依頼文書を提出する。依頼を受けた部・センターの長は、回答文書を発行せず、当該依頼文書の接受により了承する。

## (センター及び課の設置)

- 第14条 デジタル監、企画管理部、国際評価技術本部、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センターに、それぞれ別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7の定めるところによりセンター及び課（以下「課等」という。）を置き、同表に掲げる業務を所掌させる。
- 2 機構法第11条第1項第5号の定めにより、各部署は所掌する業務のほかに、それに附帯する業務を行うこととする。

## (部・センターの統括部署の設置)

- 第14条の2 企画管理部、国際評価技術本部、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センターには、それぞれ別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7に定める統括部署を設置する。統括部署は、それぞれの部門を統括する部署として、部・センターの長の方針等を伝達し、それぞれの部門の総合調整を行う。
- 2 国際評価技術本部、バイオテクノロジーセンター及び製品安全センターには、それぞれ別表3、別表4及び別表7に定める事務所統括部署を置くものとする。事務所統括部署は、統括部署からの指示により、次の各号に定める範囲において部門の総合調整を行う。
- 一 別表3に定める国際評価技術本部の課等のうち大阪に置かれる課等
  - 二 別表4に定めるバイオテクノロジーセンターの課等のうち木更津に置かれる課等
  - 三 別表7に定める製品安全センターの課等のうち大阪に置かれる課等

## (その他の室の設置)

- 第15条 理事長は、業務の組織的で能率的な運営をさらに促進させる必要性があると認める場合は、本規程の他の規定に基づき置かれる室以外に、理事長、理事、監事、部・センターの長の所管の下に、又は課等に所要の室を置くことができる。
- 2 前項に定める室を置こうとする場合は、理事長は次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって機構内部に周知するものとする。
- 一 設置の目的
  - 二 置こうとする室を所管する者、第14条第1項の定めによる課等の名称及び置こうとする室の名称
  - 三 設置日（設置期限を予め定める場合は、設置期限も明記する。）
  - 四 分掌する業務
- 3 第1項の規定により置かれた室に、その長として室長を置くものとし、本規程の第4章に定める専門官以上の職制にある者を兼任により充てる。
- 4 第1項の規定により置かれた室を廃止又は分掌業務の変更をしようとする場合は、理事長はその旨を記載した文書をもって機構内部に周知するものとする。

## (部門等間連携のためのプロジェクトチームの設置)

- 第15条の2 2以上の部門の部・センター若しくは支所、デジタル監又はリスクマネジメント推進統括官（以下「部門等」という。）の長が連携して業務を実施することが必要と認めるときは、当該2以上の部門等の長は、共同で所要のプロジェクトチームを設置することができる。
- 2 前項に定めるプロジェクトチームを共同で置こうとする2以上の部門等の長は、次の各号に掲げる事項を定め、運営会議設置規程（管理一法B一運営会議）第6条第9号の規定により運営会議に附議し審議しなければならない。
- 一 設置の目的
  - 二 プロジェクトチームの名称
  - 三 プロジェクトチームの長（なるべく課長以上の職にある者とする。）
  - 四 プロジェクトチームに参加する者及び事務局となる者
  - 五 設置日（設置期限を予め定める場合は、設置期限も明記する。）
- 3 プロジェクトチームの長は、設置の目的が達成された際には、報告書を取りまとめて運

當会議で報告をするとともに、当該プロジェクトチームを廃止する。

- 4 2以上の部門等の長が連携してフィージビリティスタディを実施することが必要と認める場合は、前3項の手続を準用する。

#### (内部プロジェクトチームの設置)

第15条の3 監査室、デジタル監及びリスクマネジメント推進統括官以外の部・センターの長が、部門のなかで、課等及び当該部・センターの業務を分掌する支所を超えて横断的に業務を実施することが必要と認めるときは、当該部・センターの長は、所要の内部プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 前項に定める内部プロジェクトチームを置こうとする部・センターの長は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 設置の目的
- 二 内部プロジェクトチームの名称
- 三 内部プロジェクトチームの長
- 四 内部プロジェクトチームに参加する者及び事務局となる者
- 五 設置日（設置期限を予め定める場合は、設置期限も明記する。）

### 第2節 支所

#### (支所の所掌業務)

第16条 支所においては、次の各号により、第8条の2、第8条の3、第9条、第9条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に掲げる業務を分掌させる。

- 一 北海道支所に別表8に掲げる業務を分掌させる。
- 二 東北支所に別表9に掲げる業務を分掌させる。
- 三 中部支所に別表10に掲げる業務を分掌させる。
- 四 北陸支所に別表11に掲げる業務を分掌させる。
- 五 中国支所に別表12に掲げる業務を分掌させる。
- 六 四国支所に別表13に掲げる業務を分掌させる。
- 七 九州支所に別表14に掲げる業務を分掌させる。

- 2 機構法第11条1項第5号の定めにより、各支所は前項に定める業務のほかに、それに附帯する業務を行うこととする。

#### (支所が業務を行う区域)

第17条 支所が業務を行う区域は、次のとおりとする。

名 称	区域
北海道支所	北海道
東北支所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部支所	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県
北陸支所	富山県、石川県、福井県
中国支所	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国支所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支所	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 2 前項の区域は、業務の状況に応じて越えることができる。

### 第4章 職 制

#### (参与)

第18条 理事長は、特に必要があると認める場合は、機構に参与を置くことができる。

2 参与は、理事長の命を受けて機構の業務に関する重要事項について企画立案し、又は助言する。

(技監)

第19条 理事長は、特に必要があると認める場合は、機構に技監を置くことができる。

2 技監は、理事長の命を受けて機構の業務のうち技術に関する重要事項について企画立案し、又は助言する。

(監査室長)

第20条 監査室に監査室長を置く。

2 監査室長は、監査室の業務をつかさどる。

(デジタル監)

第20条の2 組織のデジタル監にデジタル監を置く。

2 デジタル監は、組織のデジタル監の業務を総括する。

(統括官)

第20条の3 部門の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する部署（監査室及びデジタル監を除く。以下、本条において同じ。）に統括官を置く。

2 統括官は、部門の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する部署の業務をつかさどる。

(部長)

第21条 企画管理部にその長である部長を置く。

2 部長は、部の業務を総括する。

(本部長)

第22条 国際評価技術本部にその長である本部長を置く。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(所長)

第23条 バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センターに、それぞれその長である所長を置く。

2 各所長は、それぞれのセンターの業務を総括する。

(次長)

第24条 企画管理部、国際評価技術本部、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センターにそれぞれ2人以内の次長を置くことができる。

2 企画管理部に置く次長は、同部の部長を補佐し、同部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した順序でその職務を代行する。

3 国際評価技術本部に置く次長は、同本部の本部長を補佐し、同本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した順序でその職務を代行する。

4 バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター及び製品安全センターに置く次長は、各センターの所長を補佐し、同所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指示した順序でその職務を代行する。

(センター長)

第25条 国際評価技術本部に属する蓄電池評価センターに蓄電池評価センター長、電力安全センターに電力安全センター長を置く。

2 蓄電池評価センター長は、蓄電池評価センターの業務をつかさどる。

- 3 電力安全センター長は、電力安全センターの業務をつかさどる。
- 4 バイオテクノロジーセンターに属する特許微生物寄託センターに特許微生物寄託センター長、特許生物寄託センターに特許生物寄託センター長を置く。
- 5 特許微生物寄託センター長は、特許微生物寄託センターの業務をつかさどる。
- 6 特許生物寄託センター長は、特許生物寄託センターの業務をつかさどる。
- 7 製品安全センターに属する燃焼技術センターに燃焼技術センター長を置く。
- 8 燃焼技術センター長は、燃焼技術センターの業務をつかさどる。

## 第26条 削除

(支所長)

- 第27条 支所に支所長を置く。
- 2 支所長は、支所の業務をつかさどる。

(課長)

- 第28条 課に課長を置く。
- 2 課長は、課の業務をつかさどる。

## 第29条 削除

(参事官等)

- 第30条 機構の所要の部署に、上席参事官、参事官、最高情報セキュリティアドバイザー及び企画調整官を置く。
- 2 上席参事官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に関し、高度な企画立案し、又は助言する。
  - 3 参事官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に関し、企画立案し、又は助言する。
  - 4 最高情報セキュリティアドバイザーは、機構の情報セキュリティに係る専門的事項を処理することとし、常勤職員以外をもって充てることができる。
  - 5 企画調整官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に係る専門的事項について、企画立案し、又は調整することとし、常勤職員以外をもって充てることができる。

(専門官)

- 第31条 機構の所要の部署に、専門官を置く。
- 2 専門官は、配置部署の長を補佐し、重要かつ困難な業務を総括する又は配置部署の業務に関する専門的事項を処理する。

(主査)

- 第32条 機構の所要の部署に、主査を置く。
- 2 主査は、命を受けて業務に関する特に知識又は経験を必要とする事項を処理する。

(主任)

- 第33条 機構の所要の部署に、主任を置く。
- 2 主任は、命を受けて知識又は経験を必要とする事項を処理する。

(参事)

- 第34条 機構の所要の部署に、参事を置く。
- 2 参事は、命を受けて業務に関する長年蓄積した知識又は経験を必要とする事項を処理し、又は助言する。

(専門スタッフ職)

第35条 機構の所要の部署に、専門スタッフ職を置く。

2 専門スタッフ職は、配置部署の業務に関し、高度の専門的な知識や経験に基づく調査分析又は企画立案支援を行う。

## 第5章 雜則

### (認定機関の特定)

第36条 機構は、認定センターを国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格17011(適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)における認定機関とする。

### (本規程の管理部署)

第37条 この規程を管理する担当課等は企画管理部経営企画課とする。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は平成13年10月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は平成14年1月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第9条及び第11条第2項の規定並びに別表1、別表3（容量分析用標準物質の評価関係を除く。）、別表4から別表8まで、別表第9（化学物質管理センター業務関係のうち、容量分析用標準物質の技術上の評価に関すること並びにこれに係る調査及び研究に関するることを除く。）、別表10、別表11（化学物質管理センター業務関係を除く。）、別表12及び別表13（化学物質管理センター業務関係のうち、容量分析用標準物質の技術上の評価に関することを除く。）の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第1号、第7号、第8号及び第13条第1項第5号の規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の関係条文の施行の日から施行し、適用する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月4日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 改正後の第15条の2及び第15条の3の規定は、この規程の施行の日以降に設置するプロジェクトチーム及び内部プロジェクトチーム並びに同日以降に実施するフィージビリティスタディに適用し、同日より前に設置するプロジェクトチーム及び内部プロジェクトチーム並びに同日より前に実施するフィージビリティスタディについては、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 デジタル監（第14条関係）

課名等	所掌業務
情報統括課 東京	<p>(デジタル監の総括関係)</p> <p>1 デジタル監の業務の総合調整に関すること。      2 デジタル監の業務の企画立案及び管理に関すること。      3 デジタル監の予算に関すること。      4 デジタル監の規程類の整備に関すること。</p> <p>(デジタル監の管理業務関係)</p> <p>1 デジタル監の情報資産の管理に関すること。      2 デジタル監の庶務に関すること。      3 デジタル監の資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。      4 デジタル監の外勤旅費に関すること。</p> <p>(情報システムの全体管理業務関係)</p> <p>1 機構の情報システムに係る業務及び予算に関する総合調整及び企画立案に関すること。      2 機構の情報システムの企画立案、整備及び運用管理に関する総合調整及び支援に関すること（情報セキュリティの確保に関することを除く。）。      3 機構における情報化人材の確保及び管理の支援に関すること。</p> <p>(情報システム基盤業務関係)</p> <p>1 機構の共通基盤情報システムの整備及び運用管理に関すること。</p> <p>(デジタルトランスフォーメーション（DX）推進業務関係)</p> <p>1 デジタル技術を活用した機構の業務の変革に関する総合調整及び企画立案に関すること。      2 デジタル技術を活用した事務の効率化及び高度化に関する総合調整及び企画立案に関すること。</p>

別表2 企画管理部（第14条関係）

課名等	所掌業務
経営企画課 ◎ 東京	<p>(機構全体に係る総合調整)</p> <p>1 機構の業務、組織及び予算に関する総合的な企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>2 事業計画の策定及び変更並びに業務方法書の変更に関すること。</p> <p>3 機構の予算に関すること（決算報告書に関することを含む。）。</p> <p>4 機構の組織に関すること。</p> <p>5 主務大臣の評価及び事業計画の策定並びに自己評価における諮問会議に関すること。</p> <p>6 理事会及び運営会議の運営並びに役員に関すること（人事企画課及び総務課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>7 目標管理に関すること（人事企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>8 機構の業務実績及び自己評価に関すること。</p> <p>(企画管理部に係る総合調整)</p> <p>1 企画管理部の業務の総合調整に関すること。</p> <p>2 企画管理部の予算に関すること。</p> <p>(企画管理部等の管理業務関係)</p> <p>1 役員、監査室、リスクマネジメント推進統括官及び企画管理部の外勤旅費に関すること。</p> <p>(広報関係)</p> <p>1 機構全体の広報に関する総合調整及び企画立案並びに広報戦略に関すること。</p> <p>2 機構の広報に係る情報資産の管理に関すること。</p> <p>3 機構の広報に係る情報システムの運用管理に関すること。</p> <p>4 機構の視察対応に関すること。</p> <p>5 機構全体の顧客管理に関すること。</p> <p>6 マーケティング及び認知度に関すること。</p> <p>7 事業報告書の作成に関すること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、機構の業務で他の所掌に属さないもの。</p>
人事企画課 東京	<p>(人事関係)</p> <p>1 人員の管理と報告に関すること。</p> <p>2 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。</p> <p>3 職員の昇給及び昇格に関すること。</p> <p>4 職員の人事記録・評価・目標管理に関すること。</p> <p>5 職員の研修その他人材育成に関すること。</p> <p>6 栄典及び表彰に関すること。</p> <p>7 労働組合に関すること。</p> <p>(給与及び福利厚生関係)</p> <p>1 役員及び職員の給与に関すること（財務・会計課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 役員及び職員の福利厚生に関すること（共済組合及び宿舎業務を含み、他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 役員及び職員の給与及び福利厚生に係る特定個人情報を含む文書の管理に関すること。</p> <p>(勤務能率増進関係)</p> <p>1 職員の勤務能率の増進に関すること。</p>

課名等	所掌業務
総務課 東京	<p>(企画管理部に係る管理・庶務関係)</p> <p>1 企画管理部の印章の管守に関すること。</p> <p>2 企画管理部の庶務に関すること。</p> <p>3 企画管理部の資産及び物品の管理に関する事項（財務・会計に関するものに限る。）。</p> <p>(機構全体に係る管理・庶務関係)</p> <p>1 機構の以下に掲げる事務の管理又は総括に関する事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 文書の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の管理に関する事項。</li> <li>・内部規程類の管理に関する事項。</li> <li>・機構の印章の管守に関する事項。</li> <li>・図書及び資料の収集、保管並びに編集（他の所掌に属するものを除く。）に関する事項。</li> </ul> </li> <li>二 庶務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の一般管理費、共通経費の調整に関する事項（予算の調整含む）。</li> <li>・機構の庶務を総括すること。</li> <li>・登記に関する事項。</li> </ul> </li> <li>三 建物等管理、警備・防災・安全管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の建物等管理を総括すること。</li> <li>・機構の建物等に係る警備、清掃等に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>・機構の建物等に係る防災及び安全管理に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul> </li> <li>四 施設・營繕・設備機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の施設運用に関する総合的な企画立案及び総合調整に関する事項。</li> <li>・施設・設備の運用調整、維持管理及び營繕に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 機構の業務における法律相談、法令等遵守その他の法務に関する事項。</p> <p>3 支所の所掌事務の運営に関する調整に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(機構全体に係わる情報公開・個人情報保護関係)</p> <p>1 情報公開の実施等に関する事項。</p> <p>2 情報の公開及び提供の推進に関する事項。</p> <p>3 個人情報の本人開示の実施等に関する事項。</p> <p>4 個人情報の保護の推進に関する事項。</p>
財務・会計課 東京	<p>(総括関係)</p> <p>1 機構の財務・会計に関する業務の総括を行うこと。</p> <p>(財務関係)</p> <p>1 機構の財務分析に関する事項。</p> <p>2 税に関する事項。</p> <p>(資産関係)</p> <p>1 機構の資産の減価償却に関する事項。</p> <p>2 機構の重要な財産の処分等に関する事項。</p> <p>3 機構の資産及び物品の管理に関する業務の総括を行うこと。</p> <p>(収入関係)</p> <p>1 機構の収入に関する事項。</p> <p>(契約関係)</p> <p>1 機構の財務・会計に係る契約に関する事項。</p>

課名等	所掌業務
	<p>(出納関係)</p> <p>1 金銭の支払いに関すること。 2 金銭の収納に関すること。</p> <p>(支出・決算関係)</p> <p>1 支出決定に関すること。 2 財務諸表の作成その他決算に関すること（積立金処分を含む）。</p> <p>(旅費・審査関係)</p> <p>1 旅費の審査及び計算に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2 証憑類の審査及び編纂に関すること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、財務・会計に関する業務であって、他の所掌に属しないもの。</p>
イノベーション支援課 東京	<p>(イノベーション支援関係)</p> <p>1 機構のイノベーション支援に係る総合調整及び企画立案に関すること。 2 機構の共同事業及び共同研究に係る契約の総合調整及び管理に関すること。</p> <p>(知的財産関係)</p> <p>1 職務発明、出願その他の知的財産に関すること。</p>

注：◎は統括部署。

別表3 国際評価技術本部（第14条関係）

課名等	所掌業務
計画課 ◎〇 東京、大阪	<p>(国際評価技術部門の総括関係)</p> <p>1 国際評価技術部門の業務の総合調整に関すること。</p> <p>2 国際評価技術部門の業務の企画立案及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 国際評価技術部門の予算に関すること。</p> <p>4 国際評価技術部門の規程類の整備に関すること。</p> <p>5 国際評価技術部門の広報に関すること。</p> <p>(国際評価技術本部の管理業務関係)</p> <p>1 国際評価技術本部の情報資産の管理に関すること。</p> <p>2 国際評価技術本部の印章の管守に関すること。</p> <p>3 国際評価技術本部の庶務に関すること。</p> <p>4 国際評価技術本部の資産及び物品の管理に関すること。</p> <p>5 国際評価技術本部の外勤旅費に関すること。</p> <p>(国際評価技術物資（他の所掌に属するものを除く。）業務関係)</p> <p>1 国際評価技術物資関係業務の企画立案に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 国際評価技術物資の技術上の評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 国際評価技術物資の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 国際評価技術物資の標準化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 国際評価技術物資に関する外部機関との連携・協力に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、国際評価技術本部の業務で他の所掌に属さないもの。</p>
蓄電池技術企画課 東京、大阪	<p>(国際評価技術物資（蓄電池及び蓄電池システム）業務関係)</p> <p>1 国際評価技術物資関係業務の企画立案に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）に関する限り。）。</p> <p>2 国際評価技術物資の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）に関する限り。蓄電池評価センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 国際評価技術物資の標準化に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）に関する限り、蓄電池評価センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 国際評価技術物資に関する外部機関との連携・協力に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）に関する限り、蓄電池評価センターの所掌に属するものを除く。）。</p>
蓄電池評価センター 大阪	<p>(国際評価技術物資（蓄電池及び蓄電池システム）業務関係)</p> <p>1 国際評価技術物資の技術上の評価に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）に関する限り。）。</p> <p>2 国際評価技術物資の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）の技術上の評価に関する限り。）。</p> <p>3 国際評価技術物資の標準化に関すること（蓄電池及び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）の技術上の評価に関する限り。）。</p> <p>4 国際評価技術物資の外部機関との連携・協力に関すること（蓄電池及</p>

課名等	所掌業務
	び蓄電池システム（それを構成する周辺機器を含む。）の技術上の評価に關することに限る。）。
電力安全センター 東京、大阪	<p>(電気保安技術支援業務関係)</p> <p>1 電気工作物等の安全性等に関する技術上の評価に関する業務（第9条の2 第二号に規定する業務及び当該業務に附帯する業務をいう。）の企画立案及び実施に關すること。</p> <p>2 電気工作物等に係る事故及びその原因等に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関する業務（第9条の2 第四号に規定する業務及び当該業務に附帯する業務をいう。）の企画立案及び実施に關すること。</p> <p>3 電気事業法に基づく立入検査に關すること。</p> <p>4 電気保安技術支援業務（第9条の2 第二号、第四号、第六号及び第七号に規定する業務並びに当該業務に附帯する業務をいう。）に關する外部機関との連携・協力に關すること。</p>

注：◎は統括部署。○は事務所統括部署。

別表4 バイオテクノロジーセンター（第14条関係）

課名等	所掌業務
計画課 ◎〇 東京、木更津	<p>(バイオテクノロジー部門の総括関係)</p> <p>1 バイオテクノロジー部門の業務の総合調整に関すること。      2 バイオテクノロジー部門の業務の企画立案及び管理に関すること。      3 バイオテクノロジー部門の予算に関すること。      4 バイオテクノロジー部門の規程類の整備に関すること。      5 バイオテクノロジー部門の微生物等の安全管理に関すること。      6 バイオテクノロジー部門の法務、倫理及び知的財産権の管理に関すること。</p> <p>(バイオテクノロジーセンターの管理業務関係)</p> <p>1 バイオテクノロジーセンターの業務の総合調整に関すること。      2 バイオテクノロジーセンターの情報資産の管理に関すること（特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターの所掌に属するものを除く。）。      3 バイオテクノロジーセンターの印章の管守に関する事（特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターの所掌に属するものを除く。）。      4 バイオテクノロジーセンターの庶務に関する事。      5 バイオテクノロジーセンターの資産及び物品の管理に関する事（財務・会計に関するものに限る。）。      6 バイオテクノロジーセンターの外勤旅費に関する事。      7 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。      8 バイオテクノロジーセンター（木更津市）の建物等に係る警備、清掃等に関する事。      9 バイオテクノロジーセンター（木更津市）の職員の労働安全衛生に関する事。      10 バイオテクノロジーセンター（木更津市）の施設・設備の営繕その他の維持管理に関する事。      11 バイオテクノロジーセンター（木更津市）の建物等に係る防災及び安全管理に関する事。      12 生物遺伝資源の受託、分譲及び提供並びに保管の業務に係る手数料収入に関する事。      13 特許微生物寄託センターの所掌業務の第一号から第四号までの業務に係る手数料収入に関する事。      14 特許生物寄託センターの所掌業務の第一号から第四号までの業務に係る手数料収入に関する事。</p> <p>(バイオエコノミー戦略・広報関係)</p> <p>1 バイオテクノロジー部門に関する政策、国家戦略、事業戦略等に係る総合調整並びに企画立案及び管理に関する事。      2 バイオテクノロジー部門の広報に関する事。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、バイオテクノロジーセンターの業務で他の所掌に属さないもの。</p>
バイオデジタル推進課 東京	<p>1 生物遺伝資源に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 生物遺伝資源に関する情報の提供に係る総合調整及び企画立案に関する事。</p> <p>3 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの開発及び運用管理に関する事（バイオデジタル推進課の所掌に属するものに限る。）。</p>

課名等	所掌業務
生物多様性支援課 東京	(生物遺伝資源に関する国際条約等関係) 1 生物遺伝資源に関する国際条約及び国内関連措置等に係る情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 2 カルタヘナ法に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 3 カルタヘナ法における審査等支援に関すること。 4 カルタヘナ法に基づく立入検査等に関すること。 5 海外生物遺伝資源へのアクセスに係る総合調整及び企画立案に関すること。 6 海外生物遺伝資源へのアクセスに係る支援に関すること（生物資源利用促進課の所掌に属するものを除く。）。 7 生物遺伝資源の利活用のための多国間協力に関すること。 8 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援等に関すること。 9 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（生物多様性支援課の所掌に属するものに限る。）。
生物資源利用促進課 木更津	1 生物遺伝資源の収集、評価、整理、保存及び提供に関する事項（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 2 生物遺伝資源に関する技術上の評価に関する事項（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 3 生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関する事項（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 4 国内外の生物遺伝資源機関の連携に関する事項（生物遺伝資源機関を通じた海外生物資源アクセスに係る協力業務に限る。）。 5 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関する事項（生物資源利用促進課の所掌に属するものに限る。）。
バイオ技術評価・開発課 東京、木更津	1 生物遺伝資源に関する技術上の情報（その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理、保存及び提供に関する事項（産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り、バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 2 生物遺伝資源の技術上の評価に関する事項（産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り、バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 3 生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関する事項（産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り、バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 4 生物遺伝資源を活用した天然物創薬の支援に関する事項。 5 地域の生物遺伝資源を活用した事業創出支援等に関する事項。 6 分子生物学的な情報の収集、評価、整理及び提供に関する事項。
バイオものづくり基盤支援課 木更津	1 生物遺伝資源に関する技術上の情報（その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理及び提供に関する事項（循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 2 生物遺伝資源に関する技術上の評価に関する事項（循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 3 生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関する事項（循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 4 循環型バイオものづくりを担う企業の連携に関する事項。
特許微生物寄託センター	1 特許法施行規則第27条の2に基づく微生物（同規則に基づく定めに基づき特許微生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をし

課名等	所掌業務
木更津	<p>たものに限る。) の受託に関すること。</p> <p>2 特許微生物寄託センターで保存している特許法施行規則第27条の3に基づく微生物の分譲に関すること。</p> <p>3 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の受託（同条約等に基づく定めに基づき特許微生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）に関すること。</p> <p>4 特許微生物寄託センターで保存している特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の分譲に関すること。</p> <p>(特許微生物寄託センターの管理業務関係)</p> <p>1 特許微生物寄託センターの情報資産の管理に関すること。</p> <p>2 特許微生物寄託センターの印章の管守に関すること。</p> <p>3 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関する事項（特許微生物寄託センターの所掌に属するものに限る。）。</p>
特許生物寄託センター 木更津	<p>1 特許法施行規則第27条の2に基づく微生物（同規則に基づく定めに基づき特許生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）の受託に関すること。</p> <p>2 特許生物寄託センターが保存している特許法施行規則第27条の3に基づく微生物の分譲に関すること。</p> <p>3 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物（同条約に基づく定めに基づき特許生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）の受託に関すること。</p> <p>4 特許生物寄託センターで保存している特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の分譲に関すること。</p> <p>(特許生物寄託センターの管理業務関係)</p> <p>1 特許生物寄託センターの情報資産の管理に関すること。</p> <p>2 特許生物寄託センターの印章の管守に関すること。</p> <p>3 バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関する事項（特許生物寄託センターの所掌に属するものに限る。）。</p>

注：◎は統括部署。○事務所統括部署。

別表5 化学物質管理センター（第14条関係）

課名等	所掌業務
計画課 ◎ 東京	<p>(化学物質管理部門の総括関係)</p> <p>1 化学物質管理部門の業務の総合調整に関すること。      2 化学物質管理部門の業務の企画立案及び管理に関すること。      3 化学物質管理部門の予算に関すること。      4 化学物質管理部門の規程類の整備に関すること。      5 化学物質管理に関する国内外他機関との連絡調整に関すること。      6 化学物質管理部門の広報に関すること。</p> <p>(化学物質管理センターの管理業務関係)</p> <p>1 化学物質管理センターの業務の総合調整に関すること。      2 化学物質管理センターの情報資産の管理に関すること。      3 化学物質管理センターの印章の管守に関すること。      4 化学物質管理センターの庶務に関すること。      5 化学物質管理センターの資産及び物品の管理に関する事（財務・会計に関するものに限る。）。      6 化学物質管理センターの外勤旅費に関する事。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、化学物質管理センターの業務で他の所掌に属さないもの。</p>
情報基盤課 東京	<p>1 化学物質の安全性に関する技術上の情報の収集、整理及び提供に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 化学物質管理センターの業務に係る情報システムの開発及び運用管理の総合調整に関する事。</p>
化学物質同定課 東京	<p>1 化学物質の同定、命名及び化学物質の名称に関する事（化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち少量新規化学物質の同定に関する事を含む。）。</p> <p>2 化学物質のリスク評価に関する事（化審法の上市後化学物質管理措置業務のうち一般化学物質のスクリーニング評価に関する事に限る。）。</p> <p>3 前各号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事。</p>
安全審査課 東京	<p>1 化審法の新規化学物質事前審査制度業務の総合調整に関する事。</p> <p>2 化学物質の安全性に関する技術上の情報の評価に関する事（化審法の新規化学物質事前審査制度業務に関する事を含み、他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 前号に関する技術上の情報の収集、整理及び提供に関する事。</p>
リスク管理課 東京	<p>1 化学物質のリスク管理に関する事（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）の執行支援、化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち中間物等の申出に関する技術的事項の確認、並びに化審法の上市後化学物質管理措置業務のうち届出用途確認及び排出量推計に関する事を含む。）。</p> <p>2 化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち立入検査等に関する事。</p> <p>3 前各号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事。</p> <p>(化学兵器禁止法業務関係)</p> <p>1 化学兵器禁止法に基づく立会い等に関する事。</p> <p>2 化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法に関する技術上の情報の収集、評</p>

課名等	所掌業務
	価、整理及び提供に関すること。
リスク評価課 東京	1 化審法の上市後化学物質管理措置業務の総合調整に関すること。 2 化学物質のリスク評価に関すること（化審法の上市後化学物質管理措置業務に関するこ <sup>ト</sup> とを含み、他の所掌に属するものを除く。）。 3 前号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。

注：◎は統括部署。

別表6 認定センター（第14条関係）

課名等	所掌業務
計画課 ◎ 東京	<p>(認定部門の総括関係)</p> <p>1 認定部門の業務の総合調整に関すること。      2 認定部門の業務の企画立案及び管理に関すること。      3 認定部門の予算に関すること。      4 認定部門の規程類の整備に関すること。      5 認定部門の業務に係る技術調査、国際機関のほか海外の関係機関との連絡調整並びに相互承認の実施及び維持に関すること。      6 認定部門の広報に関すること。</p> <p>(認定センターの管理業務関係)</p> <p>1 認定センターの業務の総合調整に関すること。      2 認定センターの情報資産の管理に関すること。      3 認定センターの印章の管守に関すること。      4 認定センターの庶務に関すること。      5 認定センターの資産及び物品の管理に関する事項（財務・会計に関するものに限る。）      6 認定センターの外勤旅費に関する事項。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、認定センター業務で他の所掌に属しないもの。</p>
計量認定課 東京	<p>1 計量法に基づく校正事業者の登録等及び特定計量証明事業者の認定等に関する事項。      2 製品評価技術基盤機構認定制度に基づく校正、標準物質生産等の事業を行う者の認定業務に関する事項。      3 計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等に関する事項。</p>
試験認証認定課 東京	<p>(試験事業者の登録・認定等)</p> <p>1 産業標準化法に基づく試験事業者の登録等に関する事項。      2 製品評価技術基盤機構認定制度に基づく試験等の事業を行う者の認定業務に関する事項。</p> <p>(登録認証機関の登録等に係る調査等及び製品認証機関の認定等)</p> <p>1 産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査に関する事項。      2 産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等に関する事項。      3 産業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための業務に関する事項。      4 安全4法に基づく登録等に係る調査及び安全4法に基づく登録検査機関等への立入検査等に関する事項。      5 特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査及び特定機器相互承認法に基づく立入検査等に関する事項。      6 製品評価技術基盤機構認定制度に基づく製品認証等の事業を行う者の認定業務に関する事項。</p>

注：◎は統括部署。

別表7 製品安全センター（第14条関係）

課名等	所掌業務
計画課 ◎ 東京	<p>(製品安全部門の総括関係)</p> <p>1 製品安全部門の業務の総合調整に関する事項（事故調査統括課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 製品安全部門の業務の企画立案及び管理に関する事項（情報解析企画課及び製品安全支援課に属するものを除く。）。</p> <p>3 製品安全部門の予算に関する事項。</p> <p>4 製品安全部門の規程類の整備に関する事項。</p> <p>5 製品安全部門の広報に関する事項（本所における業務に限る。）。</p> <p>(製品安全センターの管理業務関係)</p> <p>1 製品安全センターの業務の総合調整に関する事項（情報解析企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 製品安全センターの情報資産の管理に関する事項（情報解析企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 製品安全センターの印章の管守に関する事項（燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 製品安全センターの外勤旅費に関する事項（情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 製品安全センターの庶務に関する事項（情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 製品安全センターの資産及び物品の管理に関する事項（情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(その他)</p> <p>1 前各号に掲げるもののほか、製品安全センターの業務で他の所掌に属さないもの。</p>
情報解析企画課 ○ 大阪	<p>(製品安全部門の情報解析業務関係)</p> <p>1 情報解析によって得られる事故防止のための企画立案に関する事項。</p> <p>2 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事項（リスク評価及び経年劣化事故の分析に関するものを含み、他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(製品安全センター（大阪市）の管理業務関係)</p> <p>1 製品安全センター（大阪市）の業務の総合調整に関する事項。</p> <p>2 製品安全センター（大阪市）の情報資産の管理に関する事項。</p> <p>3 製品安全センターに係る情報システムの運用管理に関する事項（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 製品安全センター（大阪市）の庶務に関する事項。</p> <p>5 製品安全センター（大阪市）の資産及び物品の管理に関する事項（財務・会計に関する事項に限る。）。</p> <p>6 製品安全センター（大阪市）の外勤旅費に関する事項。</p>
製品安全広報課 大阪	<p>1 製品安全部門の広報に関する事項（計画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事項（広報に関するものに限る。）。</p>
事故調査統括課 東京、大阪	<p>(製品安全業務関係)</p> <p>1 製品安全部門の事故調査業務の総合調整に関する事項。</p> <p>2 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する事項（製品安全部門の事故調査に関する事項に限る。）。</p>

課名等	所掌業務
	<p>3 工業製品等の技術上の評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 安全4法に基づく適合性検査の総合調整及び実施に関すること。</p> <p>（立入検査業務関係）</p> <p>1 産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等及び試買検査の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 安全4法に基づく立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 品表法に基づく立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 機構法第11条第2項の依頼に基づき行う同項各号の業務に関すること。</p>
事故調査課 東京	<p>（製品安全業務関係）</p> <p>1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域に関することに限る。）。</p> <p>2 工業製品等の技術上の評価に関すること（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域に関することに限る。）。</p> <p>3 安全4法に基づく適合性検査に関すること（事故調査統括課からの指示によるものに限る。）。</p> <p>（立入検査業務関係）</p> <p>1 産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。</p> <p>2 安全4法に基づく立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。</p> <p>3 品表法に基づく立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。</p> <p>4 計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。</p> <p>5 計量法に基づく指定製造事業者についての経済産業大臣からの依頼事務に関すること。</p>
製品安全支援課 東京	<p>（製品安全支援業務関係）</p> <p>1 電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消費生活用製品安全法の技術基準に適合する国際規格、日本産業規格その他の規格の調査に関すること。</p> <p>2 安全基準等の策定に係る企画立案、調整及び調査に関すること。</p> <p>3 安全基準等に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。</p> <p>4 製品事故の未然防止に係る消費生活用製品等に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。</p> <p>（国際連携業務関係）</p> <p>1 消費生活用製品等に関する海外機関等との連携・協力に関すること。</p> <p>2 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（海外に関するものに限る。）。</p>
燃焼技術センター 桐生	<p>（製品安全業務関係）</p> <p>1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。</p>

課名等	所掌業務
	<p>こと（燃焼技術に関することに限る。）。</p> <p>2 工業製品等の技術上の評価に関すること（燃焼技術に関することに限る。）。</p> <p>3 依頼に基づく登山用ロープ類の技術上の評価に関すること。</p> <p>（製品安全部門の総括関係）</p> <p>1 製品安全部門の広報に関すること（燃焼技術センターにおける業務に限る。）。</p> <p>（燃焼技術センターの管理業務関係）</p> <p>1 製品安全センターの印章の管守に関すること（依頼試験結果証明書専用印に限る。）。</p> <p>2 燃焼技術センターの建物等に係る警備、清掃等に関すること。</p> <p>3 燃焼技術センターの庶務に関すること。</p> <p>4 燃焼技術センターの職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>5 燃焼技術センターの建物等に係る防災及び安全管理に関すること。</p> <p>6 燃焼技術センターの施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。</p> <p>7 燃焼技術センターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。</p> <p>8 燃焼技術センターの外勤旅費に関すること。</p>

注：◎は統括部署。○は事務所統括部署。

別表8 北海道支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関するこ と。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関する事（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表9 東北支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(生物遺伝資源の高付加価値化関係)
1 バイオテクノロジー部門の保管する生物遺伝資源のバックアップに関すること。
2 生物遺伝資源の安全性や産業利用上有用な機能等の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
3 地域の生物遺伝資源を活用したブランド創出事業等に関すること。
4 バイオテクノロジーに係る企業や公設試験研究機関等との共同事業に関すること。
(カルタヘナ法の執行・執行支援関係)
1 カルタヘナ法に基づく立入検査等に関すること。
2 微生物利用の際の適切なリスク評価に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表10 中部支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 工業製品等の技術上の評価に関すること。
3 安全4法に基づく適合性検査に関すること（製品安全センター事故調査統括課からの指示によるものに限る。）。
4 前各号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関する事（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表 1 1 北陸支所（第 16 条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第 9 条の 2 に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第 10 条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第 11 条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第 12 条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 工業製品等の技術上の評価に関すること。
3 前各号に掲げるもののほか、第 13 条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関する事（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表12 中国支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関する事（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表13 四国支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関するこ と。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関する事（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。

別表14 九州支所（第16条関係）

所掌業務
(支所の管理業務関係)
1 支所の業務の総合調整に関すること。
2 情報資産の管理に関すること。
3 印章の管守に関すること。
4 建物等に係る警備、清掃等に関すること。
5 庶務に関すること。
6 職員の労働安全衛生に関すること。
7 建物等に係る防災及び安全管理に関すること。
8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。
9 資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。
10 支所の広報に関すること。
11 支所の外勤旅費に関すること。
(国際評価技術本部業務関係)
1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関すること。
(バイオテクノロジーセンター業務関係)
1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。
(化学物質管理センター業務関係)
1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。
(認定センター業務関係)
1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関すること。
(製品安全センター業務関係)
1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
2 工業製品等の技術上の評価に関すること。
3 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関するこ と。
(イノベーション支援関係)
1 イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。
(その他)
1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務。